

令和6年度

# 学生募集要項

〈児童養護施設出身者を対象とした入学者選抜〉

## 生活創造学科

栄養士コース

ビジネス・医療秘書コース

## 幼児教育学科

学校法人鶴鳴学園

長崎女子短期大学

# 令和6年度 児童養護施設出身者を対象とした入学者選抜募集要項

長崎女子短期大学では、令和6年度入学者選抜から児童養護施設出身者を対象とした入学者選抜を実施します。

## 1. 当該選抜の目的等

### (1) 選抜の目的及び実施の理由

様々な背景を有する児童養護施設出身者に対し、高等教育機関への進学を提供するとともに、地域社会に貢献できる人間として社会に送り出すことを目的とします。特に、精神的・経済的な不安を抱えている児童養護施設出身者に対し、適切な配慮と支援を行うことは、高等教育機関の一翼を担う本学の使命と考えております。

### (2) 選抜において評価する能力及び評価の割合

募集要項1ページに示した「誠実性・倫理観」、「知識・技能」、「数量的スキル・問題解決力」、「言語的スキル・コミュニケーションスキル」、「主体性・協働性」の5項目について評価します。

なお、評価の割合は、学校推薦型選抜に準じ、「調査書・推薦書」(50%)、「志望理由書」(20%)、「面接(口頭試問を含む)」(30%)とします。

### (3) 期待される成果・効果

本学では、これまでも児童養護施設出身者が入学することがありましたが、本学が別紙に示した「多様な背景を有する学生への配慮及び支援について」に基づき対応することにより、本入学者選抜を経て入学した児童養護施設出身の学生が、より安心して学業に専念できることを期待しています。

## 2. 入試要項

募集学科 募集人員	(1) 生活創造学科栄養士コース (2) 生活創造学科ビジネス・医療秘書コース (3) 幼児教育学科 いずれも若干名
出願資格	児童養護施設出身者であり、次の各号のすべてに該当する女子 (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者及び令和6年3月卒業見込みの者 (2) 学業成績、人物共に良好であり、調査書記載の「全体の学業成績」が3.0以上の者 (3) 入所先の施設長（施設責任者）の推薦がある者 (4) 合格した場合は本学に確実に入学する者
入学検定料	免除する
出願期間	令和5年11月1日（水）～令和6年3月14日（木） ※郵送・持参ともに出願期間最終日の18時必着
提出書類	(1) 入学願書（募集要項に添付） (2) 児童養護施設長（施設責任者）推薦書 (3) 志望理由書 (4) 調査書（出身高等学校長発行のもの） (5) 返信用封筒（募集要項に添付） ※郵便番号・住所・氏名を明記し、所定の金額の切手を貼ったもの1通
試験日	期間内随時
選考方法	提出された調査書、推薦書、志望理由書及び面接（口頭試問を含む）により総合的に選考
試験時間	9時30分までに集合、10時より面接
試験会場	長崎女子短期大学または学外会場
合格発表	試験後7日以内
入学手続	合格発表後7日以内 ※郵送・持参いずれでも可

## 3. 入学後の配慮及び支援体制

別紙「多様な背景を有する学生への配慮及び支援について」に基づき、対応します。

# 児童養護施設長（施設責任者）推薦書

受験番号	※
------	---

(注) ※欄は記入しないこと

令和 年 月 日	
長崎女子短期大学 学長 様	
施設名 施設責任者名	印
下記の者を貴学の入学者選抜の志願者として 推薦いたします	
記	

志願者氏名		生年月日	平成 年 月 日生
-------	--	------	-----------

1. 志願者の長所・特性等
-----
-----
-----
-----
2. 志願者の施設内での生活・行動等
-----
-----
-----
-----
3. その他特記事項
-----
-----
-----
-----

# 多様な背景を有する学生に対する配慮及び支援について

長崎女子短期大学

## 1. 受験時の配慮

- ・募集要項に記載している「受験上の配慮申請書」に基づき、受験時に必要な配慮を行う。  
なお、必要に応じて関係者からの聞き取りも併せて実施する。

## 2. 学生生活支援

- ・当該学生から提出された「合理的配慮申請書」、「学生記録」及び当該学生との面談を踏まえ、学生生活に支障が出ないように配慮する。配慮の内容については、運営委員会、障がい学生支援委員会、学科・コース会議、教授会等を通じて学内教職員間で情報を共有する。  
なお、学内教職員間で情報を共有することについては、事前に当該学生に確認をとり、承諾を得た場合にのみ行う。

## 3. 学習支援

- ・上記「2. 学生生活支援」と同様に、当該学生との面談を行い、学生が希望する支援ができるように関係会議で協議し、対応する。具体的には、授業中における支援、授業外での補講、個別指導等について検討する。

## 4. 経済的支援

- ・国の修学支援制度の申請について、支援する。併せて、本学独自の奨学金制度である「小島奨学金制度」（A～C免除、学生寮費減免制度）及びその他の奨学金・減免制度を優先的に適用する。

## 5. 相談体制

- ・当該学生のチューター、学生相談室、事務局職員等が協力して当該学生の相談に対応する。  
必要があれば、外部の専門機関とも連携して対応する。

## 6. その他

- ・必要に応じて、当該学生の家族、出身児童養護施設や高等学校等の関係者とも連携をとりながら、当該学生が円滑に学生生活を送ることができるように、十分な配慮と支援を行う。